

平成30年度第2回
七尾市健康福祉審議会地域福祉分科会

次 第

日 時 平成31年2月6日（水）
午後3時00分～
場 所 パトリア3階 会議室4

1 開 会

2 説明・報告事項

(1) 平成30年度主な取組について

(2) 平成30年度スケジュールについて

3 協議事項

(1) 第3次七尾市地域福祉計画について

4 その他

5 閉 会

説明・報告事項

平成30年度 地域福祉に関する主な取り組み【数値：平成30年12月末現在】

1-(1)地域福祉を推進するしくみづくり（中項目）

① 地域福祉のネットワークづくり（小項目）

■ 生活支援体制の整備に向けた取り組み

(1)モデル地区での取り組み

地域包括ケアシステムの柱である「生活支援・介護予防」を進めるため、モデル地区を選定し、地域づくりによる生活支援及び介護予防体制の仕組みづくりを推進した。

高階地区

- ①介護予防を目的とした交流の場（認知症カフェ）の立ち上げ
- ②必要とする生活支援活動の把握、創出のための話し合い

田鶴浜地区

- ①介護支援ポイント制への受入れ機関及びボランティア登録の拡充推進
- ②田鶴浜カフェの送迎及び有償ボランティアの検討

モデル地区及び市民を対象とした居場所づくり勉強会の実施

日時：10月27日（日）13：00～16：00

場所：能登食祭市場モントレールホール

内容：講演、事例発表及び意見交換

「やってみよう！魅力ある居場所づくり」

講師 コミュニティ・サポートセンター神戸 飛田敦子氏

参加者：80名

(2)生活・介護支援サポーター養成講座の実施

地域住民が見守り、訪問等のサポートを行えるよう、また、ご近所の方に対しても生活の支援が出来る担い手の養成を目的に講座を開催した。

【実施地区】南大呑、中島、袖ヶ江の各地区

- ①受講人数
南大呑 6名
中島 11名
袖ヶ江 14名（予定）
計31名（累計326名）

- ②講座内容 各種福祉施策の概要、認知症の理解、介護予防実習、介護技術実習など

また、過去に受講した方のさらなる知識・技術向上のためスキルアップ講座を実施した。

【実施地区】和倉地区

- ①受講人数 47名
- ②講座内容 消費者生活、認知症サポーター、傾聴、

【実施地区】御祓地区

- ①受講人数 42名
- ②講座内容 成年後見制度、傾聴、認知症と向き合うということ

■ 地域福祉ネットワーク・自主防災組織への取り組み

地域の福祉活動や防災活動の連携を通じて、ご近所での助け合いの精神や顔の見える関係づくりの一助となるよう、地域で支え合うネットワークづくりを進めた。

(1) 町会の地域福祉・防災活動の活性化（福祉課、防災対策室、市社会福祉協議会）

①町会単位を基本とした小地域での課題発見、共有、解決活動の方法として、支え合いマップ作りを推奨し、依頼があった町会へインストラクターを派遣している。

・インストラクター派遣 17件

②自主防災組織の取り組み支援として、防災訓練の支援を行っている。

・訓練内容 消火、炊き出し、土のう作り、AED講習会等

※（自主防災組織 現在238町会）

③地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、地区町会連合会等、地域づくり協議会防災部会と連携し、防災に関する研修会等を実施している。

(2) 七尾市認知症高齢者等SOSネットワークの拡充

認知症高齢者等の安全確保やその家族等の負担を軽減することを目的に、徘徊の恐れがある認知症高齢者等の行方が分からなくなった時に、地域の協力を得て早期に発見できるよう、協力機関の支援体制を拡充した。

①登録件数 12件

②協力機関 83事業所

1-(4) 安心してらせるまちづくり（中項目）

⑤ 生活困窮者支援の推進（小項目）

■ 生活困窮者への支援（生活困窮者自立支援法）

平成27年4月「生活困窮者自立支援法」施行に伴い、市社会福祉協議会や関係機関と協力し、生活困窮者に対し、自立に向けた相談や各支援事業を行った。

(1) 自立相談支援事業（必須事業）

福祉課内に「生活サポートセンターななお」を設置し、生活援護、障害者福祉、高齢者福祉など、連携しながら、生活困窮者からの相談に応じている。

相談者の課題を分析し、自立に向けたプランの作成等、生活全般にわたる包括的な支援を行っている。

① 相談人数 75名

② プラン策定 7件

③ 就労支援対象者数 21名（うち、就労者数8名、増収者1名）

④ 支援調整会議 5回

⑤ 終結状況 35件（自立5、他制度移行15、問合・助言8、その他7）

(2) 住居確保給付金（必須事業）

離職により住宅を失った、または、そのおそれの高い生活困窮者に対し、安定的に就職活動が出来るよう、有期で家賃相当額を支給した。

①相談 5件

②給付 3件

(3) 学習援助事業（任意事業）

生活困窮家庭の子どもに対して、毎週1回、数学・英語の教科について、各在学校下のコミュニティセンターを利用し学習援助等の支援を行った。

① 対象者

- ・生活保護受給世帯の中学3年生 0名
- ・就学援助支給世帯の中学3年生 5名
- ・児童扶養手当支給世帯の中学3年生 10名

② 学習支援員

- ・教員OB 4名

2-(1) 地域福祉を支える人づくり（中項目）

① 活動の中心となる人材の育成（小項目）

■ 地域福祉の担い手育成・支援

(1) 生活・介護支援サポーター養成講座の実施（再掲）

(2) 認知症サポーター養成講座の開催

認知症キャラバン・メイトを派遣し、認知症、認知症の人や家族を正しく理解し、偏見を持たず、温かく見守り、可能な範囲で支援活動が出来るサポーターの養成講座を開催した。

※認知症キャラバンメイト：サポーターを養成するための必要な知識を習得するための講義を受講した方

- ① 講座開催数 12回
- ② 受講人数 236名（累計4,635名）
- ③ 主な受講団体 病院、高校、小学校、一般企業、住民サロン、生活・介護支援サポーター養成講座受講者
- ④ 講座内容 認知症の症状や認知症の人と接するときの心構えなど

(3) ゲートキーパー養成講座の実施

身近な人達のこころのSOS（悩み）に気づき、自殺を身近な問題としてとらえ、相談窓口に繋げる事ができるゲートキーパーの養成講座を開催した。

- ① 講座開催数 7回
- ② 受講人数 183名（累計988名）
- ③ 主な受講団体 民生委員児童委員協議会、介護保険事業者連絡会、生活・介護支援サポーター養成講座受講者 など
- ④ 講座内容 市内における自殺の現状、自殺予防に向けて自分ができること（自殺につながるサインや状況、自殺を防ぐための有効な方法）、相談窓口の紹介など

(4) 支え合いマップづくり支援（市社会福祉協議会）

支え合いマップ作りの支援を行った。（フォロー、デモンストレーション）

- ① 開催地区 東湊地区、徳田地区

(5) 民生委員児童委員、地域福祉推進員等、地域福祉の担い手支援（市社会福祉協議会）

地域福祉の担い手のさらなる知識、技術向上のため、福祉活動に必要な研修を実施した。

- ① 民生委員・児童委員（主任児童委員）

- ・夏季研修会 8月28日(火)
参加人数 137名
内 容 講義「民生委員児童委員の見守り・訪問活動における個人情報の取扱いについて」
- ・冬季研修会 2月8日(金)(予定)
内 容 講義「地域との連携で進める認知症支援～ふれあいサロンや認知症カフェの役割と課題」
3部会(「高齢福祉」「障害福祉」「地域福祉」)でのグループワーク

②地域福祉推進員

- 第8期委嘱 委嘱期間：平成30年4月1日～平成32年3月31日
- 研修会 地区単位で開催
- 参加人数 356名
- 内 容 「地域福祉推進員とは」「民生委員との連携について」

3-(1)地域活動の拠点づくり(中項目)

① 地域活動の場づくり(小項目)

■ 活動の場づくりの取組み推進

(1)通いの場づくり

子どもからお年寄りまで集える世代間交流、閉じこもり予防及び介護予防を目的とした、通いの場の活動支援及び立ち上げ支援を行った。

- ①よりあいの場 65箇所(市社会福祉協議会)
- ②介護予防グループデイ 20箇所
- ③100歳体操 54箇所

平成30年度七尾市健康福祉審議会及び地域福祉分科会 開催状況

	健康福祉審議会		地域福祉分科会	
	開催日	内 容	開催日	内 容
6月	第1回審議会 (28日)	・30年度取組み(審議会及び各分科会) ・年間スケジュール		
7月			第1回 (19日)	・29年度取組み実績報告 ・30年度主な取組み ・分科会開催スケジュール
8月				
9月				
10月				
12月				
1月				
2月	第2回審議会 (21日開催予定)	・30年度取組み報告(審議会及び各分科会)	第2回 (6日)	・30年度主な取組み報告(H30.12末時点) ・次期計画策定について
3月				

第3次七尾市地域福祉計画の策定について（案）

健康福祉部福祉課

1 計画の趣旨等

第3次計画では、第2次計画の理念や取り組み等を継承し、市民一人ひとりがそれぞれの生き方を尊重しながら、誰もが対等な関係で住み慣れた地域で安心、安全、快適に暮らし続けられることを目標とし、地域福祉の充実を図る。そのため、七尾市社会福祉協議会が策定する「第3次七尾市地域福祉活動計画」と連携及び整合を図り、社会変化や地域の実情に応じた見直しを行う。

また、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく暮らし続けられるよう、権利擁護支援へのニーズが高まっていることから、成年後見制度の利用の促進に関する施策を計画的に推進する。

2 根拠法令等

- ・ 社会福祉法第107条の規定する計画（H30.4.1施行分）
- ・ 七尾市民ふれあい福祉条例第8条の規定による計画
- ・ 成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条第1項に規定する計画

3 計画に盛り込むべき項目（社会福祉法第107条の規定①～⑤）

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
 - ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - ⑤ 社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項（生活困窮者自立相談支援事業 など）
 - ⑥ 成年後見制度の利用の促進に関する施策
- ※ 下線事項は、前計画から新たに追加となった項目

4 計画期間

- ・ 第1次 平成18年度～平成22年度（5年間）
- ・ 第2次 平成23年度～平成32年度（前期5年間、後期5年間）
- ・ 第3次 （案）平成33年度～平成42年度（前期5年間、後期5年間）

5 計画の策定方法等

- ・ 第2次計画の理念や取り組み等を継承
- ・ （仮）地域福祉懇談会の実施（H31年度に15地区で実施し住民意見を聴取のうえ計画に反映）
- ・ 他計画等で使用したアンケート結果等を参考とする
- ・ 作業部会を設置し計画案を検討（H32年度～）
- ・ 地域福祉分科会、高齢者福祉分科会及び障害者福祉分科会において計画案検討（H32年度～）
- ・ 健康福祉審議会での審議（H32年度～）
- ・ パブリックコメントの実施、市長答申

【社会福祉法抜粋】

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- (3) 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

【七尾市民ふれあい福祉条例抜粋】

(地域福祉計画の策定)

第8条 市は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づき、地域福祉計画を策定し、社会福祉事業の健全な発達を支援するとともに、提供するサービスの適切な利用を推進するものとする。

【成年後見制度の利用の促進に関する法律抜粋】

(市町村の講ずる措置)

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。